

条件明示書

1 積算基準等について

- (1) 本業務の積算基準については、「土木設計業務等標準積算基準（令和6年8月 広島高速道路公社）」によるものとする。
- (2) 技術者等の労務単価は「設計業務委託等技術者単価」（令和6年度単価）によるものとする。